- ・出願
 - ↓ 3年以内
- ・出願審査請求:審査請求料を払い、審査請求をすることにより特許庁での審査が始まる。
 - ↓特許庁の審査官による審査
- → 特許になるためには新規性(特許法第29条第1項第3号)&進歩性(特許法第29 条第2項)が必要。審査官は出願済みの公開された発明と比較して審査する。
 - ・新規性: 既出願と同じ発明ではダメ
- ・進歩性: その分野に携わる人が既に出願された発明を土台として考え出すことは 技術的常識であり、進歩性なしとみなされる場合はダメ
 - OK→ 特許査定
 - NG→ 拒絶理由通知書

拒絶理由通知書が発送されたら出願人は手続補正書&意見書を提出することにより、出願の補正&審査官への反論(意見書)をすることが出来る。

再び審査官が審査

OK→ 特許査定

NG→ 拒絶理由通知書/拒絶査定

→審判請求 →審判官が審理

特許査定→特許料(1~3年分)を納付 → 特許となる。

特許権を継続させたい場合は、年金を払い続ける。

特許権の存続は出願日から20年間。

https://www.pcinfo.jpo.go.jp/guide/DocGuide.htm

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/document/index/03_0202bm.pdf

http://www.ctk.ne.jp/~m-stage/keisangame.htm

http://equalcard.co.jp/

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334AC0000000121